

### 第33回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成24年3月19日（月）15時00分～17時00分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学大学院公共経営研究科教授）  
副議長 豊 秀一（朝日新聞大阪本社社会部次長）  
長見 万里野（全国消費者協会連合会事務局長）  
古賀 伸明（日本労働組合総連合会会長）  
ダニエル・フット（東京大学大学院法学政治学研究科教授）  
中川 英彦（前京都大学大学院教授）  
松永 真理（バンダイ社外取締役）  
湯浅 誠（反貧困ネットワーク事務局長）

（日弁連）

会長 宇都宮 健児  
副会長 木津川 迪洽、澤井 英久、藤田 善六、宮崎 浩二  
事務総長 海渡 雄一  
事務次長 市毛 由美子、中西 一裕、二瓶 茂、野口 啓一  
広報室室長 生田 康介

以上 敬称略

#### 1 開会

（中西事務次長）

それでは、定刻になりましたので第33回日弁連市民会議を始めます。お忙しい中、本当にありがとうございます。まず、日弁連側の出席者を紹介いたします。今回は、年度末ということで副会長は最後の参加となります。

（澤井副会長）

市民会議を担当しております副会長の澤井でございます。今日は、お忙しいところおいでいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、第二東京弁護士会の会長も兼務しております。中川先生とフット先生は、わが第二東京弁護士会の弁護士任官者推薦審査委員会の委員もしていただいております。どうもありがとうございます。

われわれにとって市民の方々がどう考えておられるのかは非常に大事なことで、この

市民会議は日弁連あるいは弁護士に対する率直なご意見を伺える大変貴重な機会だと私は思っております。残念ながら、私の任期は残りわずかでございますが、中川先生とフット先生には、また二弁でお会いしたいと思います。今日は、ご出席いただきまして本当にありがとうございました。

(海渡事務総長)

事務総長の海渡でございます。私は、会長と一緒に事務総長になりましたのでもうすぐ2年経つのですが、4月以降のことは決まっておられません。今、まだ日弁連会長選挙中でございます。現状では4月末頃までは事務総長の職を務めることが一応確定しております。ということでちょっと落ち着かないような感じはあるのですが、今回の議題である災害対策や法曹養成の問題、これはどちらも日弁連が直面している最も重要な課題であり、こういう問題について会務を滞らせることなく市民の皆さんの期待に応えられるよう、頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

(宇都宮会長)

会長の宇都宮です。今事務総長が話されたとおり、日弁連の歴史では大変異例なことですが、選挙でまだ次期会長が決まっておられません。再選挙が4月27日に行われることになっています。

日弁連の会則上、次期会長が決まるまでは現会長が会長職を行うということになっています。様々な課題がありますので、会務を遅滞させないようにしっかりと頑張っていきたいと思っております。どうかよろしく願いします。

(中西事務次長)

会長には、また後でご挨拶いただきます。

(木津川副会長)

副会長の木津川と申します。何度か参加させていただきまして、その度に貴重なご意見をいただいております。私は、第一東京弁護士会の会長を兼務しております。第一東京弁護士会では月2回常議員会が開かれ、そこで日弁連に進達するために弁護士の登録の審査を必ずやっているのですが、新64期、現行64期、未登録の方々の登録が1人いるかないかというような状況になっています。1月からは毎日のように登録の申請が来ていたのですけれど、そういう意味では相当厳しいところにあるなという気がしています。

(藤田副会長)

副会長の藤田と申します。所属は新潟県弁護士会でございます。担当は公設事務所、法律相談センター、日弁連中小企業法律支援センターでございます。それから、男女共同参画推進本部も担当しております。被災地での震災復興という部分についても、男女

共同参画の視点を持つことが必要だということを実感しております。

新潟では平成 16 年、平成 19 年に大きな地震がございまして、平成 19 年のときには私は地元会の会長をやらせていただきました。先頭になって現地で法律相談活動をやっ  
てまいりまして、そういう経験が買われたのだらうと思いますけれども、大した働きが  
できないながらも、日弁連の東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部の副担当をさ  
せていただきました。本日はぜひ皆さんからいろいろなご意見、ご指摘を賜ればと思  
います。よろしくお願いいたします。

(宮崎副会長)

副会長の宮崎と申します。四国から出てきておりますが、四国も毎年 1 割以上ずつ若  
手の弁護士が増えています。徳島や高知は昔から少し少なかったのですが、急に 8 名、  
9 名単位で入っておりまして、弁護士の文化が変わってきたなという感じがします。

日弁連での担当は、地方自治、行政訴訟、高齢者・障がい者関係です。地方自治をめ  
ぐりましては、国の基準が下回るナショナルミニマムのところで大いに問題が発生して、  
内部で今議論が沸騰し、意見取りまとめが非常に難しくなっております。今後とも市民  
会議の皆様からは幅広い意見を頂戴できればと思っております。

(生田広報室室長)

広報室室長の生田です。

(野口事務次長)

事務次長の野口と申します。よろしくお願いいたします。

(中西事務次長)

続きまして、本日の配付資料を説明します。事前送付資料の表紙をご覧ください。33-1  
から 33-1-12 までが、議題 1「司法改革の検証について（弁護士の活動領域の拡大）」に  
関連するものでございます。そのあと 33-2 から 33-2-11 までが、議題 2「東日本大震災・  
原子力発電所事故等に対する復興支援について（継続議題）」に関連する資料でございま  
す。

また、前回の市民会議について書かれている日弁連新聞も事前にお送りしております。

それから、本日、追加資料として 33-1-13 をお配りしております。これは、今日、法  
務省で行われている法曹の養成に関するフォーラムの参考資料として、日弁連が配付し  
ているものでございます。詳細は後でご説明をいたします。

それから、前回同様、今回の市民会議でも日弁連のホームページに掲載する「今週の  
会長」用の撮影のカメラが入ります。場合によっては委員の方の顔が入ってしまうか  
もしれませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、北川議長、進行お願いいたします。

## 2 開会の挨拶

(北川議長)

委員の皆様お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。なお、本日は清原慶子委員が、残念ながら所用のためご欠席でございます。

それでは、第33回の市民会議を開催させていただきます。

## 3 宇都宮健児日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に、宇都宮健児日弁連会長から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。お願いします。

(宇都宮会長)

市民会議委員の皆さん、本当にご苦労様です。ちょうど3月11日で東日本大震災から1年が経過したわけですが、亡くなった方、それから行方不明の方を合わせて1万9,000人を超える犠牲者が出ております。それから、未だに34万人を超える方が避難生活を送られています。私も何回か被災地に行きましたが、今の状況を見ますと、復旧・復興の緒に就いたとはとても言えない状況です。

3月10日に、私は岩手の大槌町に行きまして、法テラスの出張所が開設される、その開設式に出席しました。大槌町は、ご承知のとおり町長さんが津波の被害で亡くなられた町なのですが、その後の選挙で選ばれた碓川町長がこの開所式に参加されました。ここは弁護士事務所がなかったのですが、こういう出張所ができたことで、これから被災者の法的支援ができることとなります。

それから、法テラスの出張所は、宮城では昨年中に南三陸町と山元町にできておりまして、今年に入ってから2月6日に東松島市にもできております。いずれの出張所も最近相談が増える傾向にあります。一息ついたので、いろいろな法的なトラブルが相談所に持ち込まれる状況にあると考えております。

それから、実は明日は陸前高田市に行く予定です。陸前高田市も岩手県で一番被害が大きかったところなのですが、ここも弁護士事務所がなかった。そこで、日弁連と東北弁連、岩手弁護士会が協力しまして、いわて三陸ひまわり基金法律事務所を先々週の3月5日から開設しております。こちらの開所祝賀式のため、明日は陸前高田市にお伺いすることになっています。

私も震災直後に岩手に行きまして、そのときは釜石と陸前高田を視察したのですが、戸羽陸前高田市長にお会いしまして、その被災者支援のための弁護士をできるだけ早く

派遣するようにしますからというお約束をしました。だいぶ遅れましたが、約束どおりようやく配置できるようになったということで大変よかったと思っております。

それから、今こういう法的な支援で問題になっているのは、被災者の多くが義捐金や災害に関する補償金等を受け取っていますから、一定の資力があるという中、法テラスというのは、今まで無資力の人に対する法的支援ということになっていますので、法律相談の場でお金を持っているかどうかを聞いてから処理しないとイケない。被災者、仮設から相談に来られる人に対していちいちそういうことを聞くということは堪えられない、被災者であれば資力要件を問わないで無料で法律相談ができるような法律をつくるべきではないかということで、日弁連は法的支援事業の特別措置法、法律扶助の特別措置法の提案をしております。この法律で東日本大震災の被災者については、資力要件を問わないで無料で法律相談に応ずることができる制度になっております。

それから、通常法律扶助事業というのは裁判関係事案しか扶助の対象にならないのですが、これも以前ご報告したことがあるかと思えますけれど、原発事故被害者の損害賠償に関しては、原子力損害賠償紛争解決センター、原発ADRが今年の9月から発足しています。この申立なども、扶助の対象にする。あるいは、個人債務者については、私的整理ガイドラインという制度が昨年8月22日からスタートしているんですが、こういう裁判関係事案とは関係ない法的支援についても、扶助の対象とするような法律が、すでに衆議院は通っており、参議院にまわされます。

このように法的支援の体制はいろいろできているのですが、やはり被災地に行っても相変わらず瓦礫がたくさん積まれていまして、津波で流されたところには何も建っていない。そういう状況を見ますと、やはりこれからの復旧・復興を急いで支援していかなければいけないなど、改めてそういう思いを強くしております。

今日は、その議題が取り上げられますので、日弁連の取組等について忌憚のないご意見をいただければと思っております。本日はよろしく申し上げます。

#### 4 議事録署名人の決定

(北川議長)

どうもありがとうございました。次に、議事録署名人を決定させていただきます。こちらは、フット委員と湯浅委員をお願いいたします。

( 承 認 )

よろしく申し上げます。

#### 5 議事

(北川議長)

それでは、議題に入らせていただきます。お手元に配付されている記載のとおり進めさせていただきますと思います。

#### 議題① 司法改革の検証について（弁護士の活動領域の拡大）

(北川議長)

まずは、議題①「司法改革の検証について（弁護士の活動領域の拡大）」を検討していきたいと思います。最初に中西一裕事務次長にご説明をいただき、その後、木津川迪洽副会長にご説明をお願いしたいと思っております。まず中西事務次長からよろしくお願いいたします。

(中西事務次長)

それでは、ご報告させていただきます。資料 33-1 からご説明いたします。新 64 期、つまり昨年の 12 月以降登録している新しい弁護士が、新聞報道等でご存じのとおり、12 月の一斉登録日の登録者数で 400 名の未登録者が出てしまったことが、一番私たちが重視している点です。次に裏側の 2/132 頁をご覧ください。60 期以降 64 期までの表がありますが、新 64 期の一括登録時点の未登録者数が 400 人で、年次を追ってまいりますと、新 60 期以降順々に増えてきていることがわかります。新 63 期以降の部分を見て、新 63 期が 214 人、新 64 期が 400 人、1 月後の 7 月に登録された方を見ても 63 期は 140 人、新 64 期は 278 人という形で、昨年から倍ぐらいの増え方になっている。

それを各期の表としてみたものが、3/132 頁目の右側で、新 64 期がずば抜けて未登録者が多いということがわかると思います。

その次の 4/132 頁は、法曹三者それぞれの区分ごとに分かれた推移で、弁護士は非常に増えているけれども、裁判官、検察官の増加はそれほどではないことがわかります。

その次の 5/132 頁、これは登録者を全国の各単位会別に見たものです。この中で最も注目されるのが、東京三会の状況なのですが、昨年と比べて顕著に東京三会の登録者が減っています。今の経済状況を反映していると思われそうですが、大阪、愛知、東京などの大都市圏が増えていないというのが、これを見てもわかると思います。

その後の 33-1-5、33-1-6 については、若手法曹サポートセンター関係の資料です。後ほど、木津川副会長からご説明をお願いいたします。

33-1-8 は、若手法曹サポートセンターの関係で、2006 年以降企業や自治体に対してアンケートを行っていて、その後、全国キャラバン等含めて、企業、自治体への採用を重視して取り組んできたことがわかる資料でございます。こちら木津川副会長からご説明願います。

次の 33-1-9 は、弁護士白書の一部、今回の議題に関係する部分ですが、組織内弁護士の拡大を示しているものでして、企業内弁護士と任期付公務員の拡大状況を示しています。企業内弁護士については、2005 年の 122 人から 2011 年の 588 人まで、かなり増えている。これは到達点の推移であり、毎年これだけ増えているという意味ではございませんが、今年はおそらく 600 名超えると推測されており、企業内弁護士は増えてきているということになります。それに対して任期付公務員のほうは 2005 年の 60 人から 86 人に増えたということですので、こちらのほうは企業内に比べ増え方が大きくないということです。

今、お配りした新聞記事等々は、先ほど事前打ち合わせで北川議長からリクエストいただきました資料で、地方自治体でのこの間の活動の参考となるものでございます。

もとの資料に戻りまして、27/132 頁を見ていただきますと、企業における弁護士活動の実態が表にまとめられています。左の円グラフの下の (3) をご覧いただくと、弁護士が所属している部署がわかります。やはり法務部、知財部、コンプライアンス、法務部とコンプライアンスが一番多い。(5)の担当業務などを見ても、やはり法務関係が多いのが現状です。

右側の(2)をご覧下さい。採用時の弁護士経験年数については、司法修習終了後すぐ採用されている方が 43.5%と最も多く、次いで 10 年後の 21.7%という採用傾向になっています。企業としては早く採用して若いうちから育てるか、あるいは経験年数を積んだプロフェッショナルを採用するか、そのように分かれているようです。

次の 28/132 頁の表をご覧下さい。弁護士の待遇という生々しい資料が出ておりますが、修習終了後すぐの弁護士の年収は 500 万円未満が結構増えていて、収入額の幅が小さくなりつつあるのではないかなと思われまます。

29/132 頁のアンケート結果を見ていただきますと、企業内弁護士が会社の業務とは無関係の事件を受任できるかという点では、過半数の企業は業務に支障を来さない環境であればできるということです。国選事件や当番弁護士についても、業務に支障を来さない範囲では 6 割以上の企業は構わないと言われております。また、弁護士会の活動については、83%の企業がやはり、業務に支障を来さない限り可能ということで、採用側も弁護士の活動についてある程度ご理解をいただけていると思われまます。

それから 30/132 頁で、弁護士への満足度が掲載されています。全体を見ると大いに満足または満足がかなり多いのですが、個々いろいろ見ますと、(3)の「プロジェクトメンバーとしての企画・立案ができる」とか「取引先とねばり強く交渉できる」というのはあまり満足度が高くないので、課題として挙げられます。また、外国語能力も課題です。それから修習後すぐ採用の弁護士への評価も 30 頁の下にありまして、大いに満足

18%、満足 50%で、これはいい評価をいただいているのではないかと思います。

これに対して、採用していない企業の評価も 31 頁にあります。これを見ると「採用には消極的」57%、「関心はあるが具体的に検討していない」が 37.5%、このあたりの壁をどう打ち破っていくかが企業の問題だと思われます。

それから、次に任期付公務員につきましては、33 頁、34 頁に出ております。まず、33 頁には中央官庁の採用状況ですが、法制度が整備されて以降、ある程度進んできていることがわかります。各省庁それぞれ少数ですが、まんべんなく採用されています。

地方公共団体については、36 頁をご覧くださいと、現在の法曹有資格者の常勤職員ということで、25 人というデータが出てきています。

注目されるのは、明石市の 2012 年 4 月に、5 名採用予定というもので、先ほどお配りしました新聞記事もご覧ください。このような形で自治体担当者の理解を得られればと思います。

最後に、今日追加資料として配付いたしました 33-1-13、「弁護士の活動領域拡大に向けた取組と課題について」という資料は、今日のフォーラムで配布しているものです。これは昨年の 12 月に日弁連の各委員会に対し、弁護士の活動領域を拡大する上での現在までの取組と課題をまとめてヒアリングした結果です。

ヒアリングの結果は、別表にまとめてありますが、司法過疎・偏在の解消、利用しやすい裁判所への改善、法律扶助制度、国選弁護制度の拡充といった項目に分けて、これまでの取組内容と成果をまとめ、次に今後の活動の課題については、弁護士会が取り組んでいく課題、国会の立法を要する課題、それから政府自治体で対応する課題、裁判所が対応すべき課題に分けて表をつくっております。これは後でじっくりご覧いただき、こういう課題をわれわれとしては考えているということをご理解をいただきたいと思います。この別表をまとめたものが 1 頁目のものでございます。

司法改革が始まってこの 10 年間、われわれ弁護士や弁護士会としてはかなり活動領域の拡大に努力してきているのですが、さらにこれを一步も二歩も進めるためには、いろいろな制度や法律扶助の財政支援基盤の拡充など、弁護士会だけではどうしようもない課題がたくさんあることを是非ご認識いただきたいと思います。私からは以上です。

(北川議長)

では、木津川副会長、よろしく願いいたします。

(木津川副会長)

資料 33-1-5 から説明いたします。この資料は、これまで司法修習が終わった方々に対してどういう就職活動の支援を日弁連がしてきたかということを書いたものです。

当然のごとく、各弁護士会に対して各弁護士事務所での採用を少しでも促すという取



組が、資料の1のところに書いてあります。具体的には、アンケートによって各事務所からの求人を集めてくる、現実に修習生が現在どんな状態にあるかということ、要するに就職のことに関連してどんな状態にあるかということ、その修習生宛に直接メールを送って回答をいただく、それからもう一つは、弁護士会に対して弁護士会からそういうことに対しての回答を出してほしいということ、それを促してもらう、そういったようなことを行っています。ただ、就職が決まった方は連絡くれるのですが、就職が決まっていない方はなかなか連絡くれないものですから、そのところでの情報の量に多少の齟齬が出てくるという問題があります。

それから求人求職に関しては、ひまわり求人求職ナビというものをつくり、日弁連で一括管理して、日弁連のホームページを見ていただくと求人情報が全部出てくる、そこへ修習生がアクセスして自分の行きたいところとコンタクトをとってもらうという形を取っています。

これは求人側の情報が日弁連に来ますと、求人側の情報を各弁護士会に戻して、求人ナビに載せて問題ないかどうか、日弁連から問い合わせをします。その弁護士会で、問題なければ問題ないということで日弁連に戻して、そしてはじめてそのナビに載るといようなシステムになっています。

ここには、法律事務所だけではなくて、一般企業も載ります。最近、一般企業の中には、法律事務所を経営したいから弁護士がほしいと言ってくる場所もあって、それはまさに弁護士法違反になってしまうものですから、そういうものはお断りする。そういった状況が散見されるようになっていきます。

そういったチェックをしながら、なるべくいいところに修習生に就職していただきたいということでこのひまわり求人求職ナビというのを運営しています。

それから、各弁護士会に対して、修習生からの相談が来たときには、相談が受けられる窓口、それから求人を求めている法律事務所が来たときにそれをそこへ備えておけるような窓口を備えていただけるよう、毎年お願いしております。7/132 頁の3のところ、ここに書かれている新規登録弁護士の受入対応窓口のことです。少しでも修習生の求人に役に立てるようというところでやっています。

7/132 頁の一番上のところですが、司法修習生に対する就職説明会を行います。これは大体 10 月の終わり頃に開くということで、本年度からは、東京三会と共催で日弁連がやっております。昨年は 10 月 22 日に開催し、約 1,000 人の修習生が来ました。法律事務所が、約 50 件参加しており、それ以外にも、大手の銀行関係など一般企業も相当数が説明のために参加いただいています。そういった形で企業内弁護士の支援、あるいは法律事務所への支援を行っています。これは、東京三会でやっていますけれども、東

京三会だけではなくて関弁連管内からも来ますし、当然日弁連が共催していますので、徳島だとか神戸だとか、そういった地方の弁護士会もブースをつくって説明して、地方での弁護士の採用について協力してくれています。

それから、最近では就職がなかなか難しく、最初から独立をされるという方が散見されるようになりました。私どもの第一東京弁護士会で今年調べた限りでは、4人ほどしかいませんでしたが、これから先まだ出てくるかもしれません。そういった方々に対する支援をどうするか。もしそういう方々に対して相談をされたり、事件を依頼したりして、つまらない間違いを起こして弁護士としての評判を落とし、将来的に仕事ができなくなってしまうようなことになって困りますし、また弁護士全体としての信頼の問題もありますので、弁護士会として支援をしていく。このために、全国にチューター制度というのをつくってほしいということで日弁連からお願いしまして、実際に約30名以上のチューターがいると思います。

日弁連に対してチューターがほしいという情報が来れば、それをご紹介して、直接ご指導が受けられるような体制を組んでいます。それを各地でもやってほしいということで、各地の弁護士会にお願いしています。各地の弁護士会で、もしそのシステムに見合うものがあれば、日弁連からその費用負担をするという、そういう情報を各地に発信しています。

13/132頁から、即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会の支援状況が書いてあります。こういったことを通じて、何とか弁護士活動に支障がないよう支援をしているという状況です。

即時・早期独立開業弁護士に対しての支援は、私ども4,000人もいるような第一東京弁護士会ですと、そこに200人、300人という人が入ってくるような状況で、毎年、そういう方々が会に対しての所属意識がなくなると困るものですから、私どもの場合は、5人の副会長が5つの班に新しい仕方を分けて、そのチューターに副会長になって2年間面倒を見るシステムをとっています。それぞれが班としてのまとまりをつくってってもらえると、会に対しての帰属意識が出る。会に対して帰属意識ができるということは、弁護士活動として当然先輩方と一緒に対応できる委員会活動もスムーズに進むようになる。そうやって、上とのつながり、横とのつながりをしっかり作ってもらえるやり方を取っています。これは名古屋、大阪、二弁なども同じですが、そういったやり方で、皆さんそれぞれに工夫しながら続けています。

それから、今年の1月に日弁連の主催で、若手法曹サポートセンターの地方自治体に対しての就職支援の一環として、地方自治体との懇談会を行いました。約36の市、神奈川県、東京都、遠くのほうは、関東地区は調布市、銚子市、町田市など、そういった

ところから約 100 人の担当者がお越しになり、いい懇談が行われました。

それは現実に、市に任期付職員として入られている方とか、あるいは東京都に既に約 4 年の弁護士経験のある方が入られているのですが、そういう方のお話を中心にしていただいて、顧問弁護士の仕事と、企業内に入った弁護士の仕事とどういうすみ分けがされているとか、そういった説明もありました。企業や自治体にとって一番心配なのは給与問題です。そういった面も含めた情報の提供ができて、なかなかよかったと思っています。興味深そうに皆さんお話しされていました。以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。先ほどの中西事務次長からお話いただきましたが、三重県の弁護士の方で、行政の対応型の弁護士さんというよりは、予防型といいますか、要するに政策法務、法務に基づいて行政をしていくことの、一つのビジネスモデルを確立された方がいらっしゃる。それで弁護士が行政担当弁護士のような形で、三重県の中では一番大きい法律事務所を持たれているというのも、こちらは顧問でございますけれども、そういうマーケットも大いにあるのだらうと思います。

この方は元々三重県庁の職員で、それから弁護士になられたというキャリアがあります。弁護士さんと行政というのは、全くの敵対で憎き相手というイメージが定着をしているわけでございます。だから行政訴訟で必ずやられると思っておりますが、この方は全くイメージを変えて相談相手になり、予防対策であり、そして分権のときに創意工夫で自立して対応をしていくというお立場でございますので、木津川副会長がおっしゃったような公共団体といろいろお話し合いをしていただくとき、もう一步深くおすすめいただくのにも、いいのではないかと思います。

お話の中にあった、明石市の 5 名採用というのは、これは本当に画期的なことだと思います。全国でそういうことが、災害などが起こったら、本当にあると思うんですね。アグレッシブにやっていただきたい。

一緒にお配りいただいたのはその三重県の弁護士さんが書いた「自由と正義」の掲載号に、私も寄稿しております。こちらで紹介しましょうと澤井副会長におっしゃっていただいて、お配りしたものです。司法改革は地方分権改革というので、前例とか、国の総務省にならってというのでは、とてもニューパブリックマネジメントの時代の公共体をもたないから、法務に基づいてやっていく、このスタイルを確立しないと地方の自治体もやっていけないということをお書きしています。

少し好き勝手なことを申し上げましたが、弁護士の活動領域の問題について、お二人からご説明いただいたのですが、委員の皆様からご発言をお願いいたします。

(古賀委員)

どう考えても、世の中が高度化し、多様化し、国際化がどんどん進む中で、弁護士とか法曹家の方々の手助けが必要なところが増えるはずですよ。しかし、今お話を聞いていますと、一生懸命マーケットを探していらっしゃる。一生懸命、企業にも何とか弁護士雇ってくれないかと。そのずれが少し私にはわからないんですよ。

例えば、われわれの身近なところ、労働審判制をやって、あまりいいことではないのですが、大変活用されている。しかし、地域によっては、なかなか弁護士の方を雇えないから申立をできないという実態がありまして、あるいはもちろん費用の面もあります。費用は、例えばわれわれ地方連合会が資金を積み立てて、貸し出すというようなこともやり始めたわけです。

そこでも、弁護士、法曹界の方が足りないという現状がいくつか地域から出てきております。そのギャップというのは何なのだろうと。それは何かの壁があると思うのです。壁があるからそこをなかなか越えていけないと。フォーラムで使った資料が配られましたけれども、様々な壁があるということはよくわかるのですが、本当に本質的に越えきれないものは何なのかということが、資料に書かれたもの以外であればお教えいただきたいというのがまず1点目。

2点目に、司法制度改革等々でも描いた像と今の実態というのに、どれぐらいのギャップがあるかということをお教えいただきたい。この2点、大変基礎的なことで申し訳ないのですが、おわかりの範囲で結構ですから教えていただければありがたいです。以上でございます。

(北川議長)

どなたか、お答えいただけますか。

(木津川副会長)

司法制度改革で考えた当時と比較して事件数が増えたかといったら、ほとんどあのとき考えたような増え方はしていない。むしろ減っている部分もあるぐらいです。そんな状況の中にあります。唯一増えているのは、おそらく労働審判だけではないかと思いません。

(海渡事務総長)

あと過払いの事件ですね。

(木津川副会長)

そうですね。要するに司法制度改革審議会の意見書の中でつくろうとしてできあがったものは、今のところ労働審判だけだと思うのです。民事の関係での改革というのは、あれは本当にうまく機能している。

今、日弁連として事件の掘り起こしの面で考えているのは、中小企業関係の対応、そ

れから、高齢者・障がい者の関係の対応、それと自動車についているLACという弁護士費用保険。自動車保険に入っていると、自分が被害者になることもあるので、自分が被害者になったときに、自分の弁護士を自分の保険で頼める。そういう保険があります。ほとんどの保険には、それが付いているのですけれど、付いていることを知らない人が多く、自分が被害者になったので弁護士を頼むのにLACを使わないことが結構あるようなので、それを何とかしようということで宣伝しています。また、この保険が交通事故だけしか今は対応していないので、これを例えば離婚だとか、そういう通常の事件まで広げていけるような保険をやってくれないかという運動を今、日弁連で始めたところ です。

ドイツは、みんなそうなっているようです。弁護士費用の4割ぐらいは、その保険でまかなわれているのが一般的だという報告はいただいております。これから、もしそれがうまく進行していけば、相当効率的な需要が発生してくるだろうと思っています。

(古賀委員)

事件というのか何というのか、私の最初の言葉で言えば、これだけ世の中が多様化し、複雑化し、国際化しているけれども、弁護士さんの皆さん方、法曹家の皆さん方が、すぐさっとできる。要するに市場はそんなに広がっていないということですか。

(宇都宮会長)

われわれの印象からすれば、むしろ、縮小してきている。リーマンショックの後ですね。東日本大震災なども、追い打ちをかけている。

(木津川副会長)

東京の弁護士会に入っている人が減っているのは、東京で今までたくさん採用してきた大手の事務所が採用を相当控えているからです。それであれだけ減ってしまっている。

(宇都宮会長)

今年の64期の修習で、採用がガタ落ちしているのは、渉外事務所なのです。国際関係の業務をやるような事務所が採用を手控えていると。

前回もお話しましたが、企業内弁護士とか任期付公務員の場合、企業や国、自治体が弁護士を採用してくれなければ、われわれが幾らキャンペーンをやってもだめなんです。日本の企業というのは、従来から法務部というのを持っています。法務部というのは大学の法学部から社員を採用して、自社の中で鍛えて、大きな企業であれば、場合によれば外国に留学させ、ニューヨーク州ならニューヨーク州のロースクールに入れて、そこからニューヨーク州の弁護士資格を取らせて、また呼び戻すというようなことをやっている企業はたくさんあるんですね。それから、公務員についても、特に法学部を出て、国家・地方公務員試験を受けて公務員になるコースがあるんです。東大でも法学部

というのは今も残っていますので、国家公務員試験を受けて公務員になろうとする者と司法試験を受けて弁護士の資格を取得して公務員になろうとする者の、どちらを採用するかというと、まだ弁護士を優先して採用するという事になっていない。アメリカの場合は法学部がもともとないのです。ロースクールしかないわけです。ロースクール出身者から企業の幹部候補生、役所の幹部候補生を採用せざるを得ないところがある。だから、日本は法学部を残しながらロースクールをつくったところに、問題がある。企業内弁護士や任期は公務員となる弁護士は少しずつ増えていますが、爆発的に増えない面があるのはそれも原因の一つですね。

全国の 203 か所の地家裁支部で、弁護士がゼロというのはなくなったのです。それから弁護士が 1 人しかいないところも昨年末 1 回解消して、今年 1 か所だけそういう 1 人のところが出てきていますが、少なくともほとんどのところは弁護士が 2 人以上いるのです。

労働審判の問題は、増えているのですが本庁でしかできないという点にあります。例えば山口では、下関市の人が山口市の本庁まで通わなければいけない。私たちは労働審判が支部でも行えるようにすべきであると考えています。

ところが、203 か所ある支部の中で 48 か所は裁判官が非常駐なのです。つまり、先ほどの統計にありますように、弁護士はどんどん増えていますが、裁判官の採用人数はほとんど増えず、2005 年をピークにむしろ減っていて、しかも非常駐のところがある。当然支部で労働審判をやるとなると、裁判官が配置されなければいけない。そういう物的な整備とか、人的な整備とか、低賃金の非正規労働者がそういう法的な手続をやりやすくするための民事法律扶助の拡充など、こういう制度的担保がない限り、なかなか弁護士には頼めない。ボランティアでは受けられないですから。司法基盤の未整備という問題が非常にネックになっているなという印象を受けています。

(海渡事務総長)

例えば企業内弁護士について、この 25/132 頁に、企業内弁護士がどれだけ増えてきたかという、数字で書いてあるので、大変わかりやすいと思うのですが、増えているとも言えるんですよ。2001 年に 64 人しかいなかったものが、2011 年の 6 月には 588 人ですから、ちょうど 10 年間で 10 倍になった。10 年間で 10 倍になったと言えはすごいことなのですが、でもその間に増えた人の数は実数で言うとやっぱり 500 人ちょっとということで、これはやはり最初に想定していた年間 3,000 人が司法試験に受かって、そのうちやっぱり公務員と企業内で半分なのか 3 割なのかわかりませんが、大体それぐらいは絶対やれるだろうと思ってははずだと思っただと思うんですね、あの時点では。それから見ると、全然それには足りていない。しかし、こういう部分のニーズがあることはわか

ってきていて、頑張ればこれぐらいは増えてきていて、特にわれわれの任期の間でやったことと言うと、2010年7月～2011年6月で150人増えているんですね。そういう意味では、もともと60人しかいなかったものが、年間で150人増えているということは、すごいことでもあると思うんです。そういう意味で、ニーズが全然掘り起こされていないとは思っておらず、徐々に掘り起こされてはいるのだけれども、そのスピードはこの程度のレベルで、やっぱりそうだとすると、これがとても役立っているといういい評判がたってくれば、加速度的に増え出す可能性はあると思っていますし、公務員については、制度的にロースクール出た人から公務員を大量に採るということを国の方針にさせていただく以外にないと思うんです。国家公務員の上級職は、大卒よりもロースクールのほうから採ってもらいたいというぐらいのことをしっかり決めないと、どちらからでもよいというのであれば、当然やっぱり法学部出の人のほうが数も多いし、そちらから採られていて、ロースクールからというのは、やっぱり何か制度の枠組みで決めない限り、爆発的には増えないのではないかと思います。今公務員に任期付きで行っている人たちというのは、それは声がかかって短期間行っている人たちなんですよ。そういう人たちは、任期付公務員で年間100人ぐらいは行っていますけれど、それは行って、またすぐ帰ってくるような、そういう仕事になっていると思います。

(澤井副会長)

私は、国際業務も担当しております、今、国際化しているのにとのお話がありましたが、まずは、中小企業の支援というのは、今までほっとダイヤルというもので相談業務を行ってきています。現在中小企業の海外展開というのが非常に進んでおりまして、大企業であれば弁護士に頼むルートがある。中小企業はそれが無いということで、いろいろな中小企業の支援団体のほうから要請がありまして、日弁連でも中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループをつくり、やはりこれは急がなくてはいけないということで4月から具体的に中小企業のご相談に預かると、そういう業務のパイロット事業をやろうということで今、取り組んでいます。

われわれも手をこまねているわけではなくて、足りなかったところは手をつけていこうと現にやっています。それからさらに中小企業の海外展開、業務支援のみならず、国際化に対応した弁護士をどんどん育成しなければいけない。今、会長からお話がありましたけれども、渉外事務所はあまり景気がよくない。人を採用できないという面が表れている。もっと海外に行ける人材をどんどんつくっていくべきではないかと。

そのためには、弁護士会ももちろん努力しなければいけないですけども、やはりそういう仕組みづくりを、われわれの分野では国際渉外分野と言うんですけども、そういう能力を持つ人を作り上げるような制度づくりも必要なのではないかと思います。

日弁連としても手をこまねいて何もしないということではなく、具体的な要請があれば何でもやっていくということで、今やっているというところを申し上げておきます。

(北川議長)

あとはいかがですか。

(湯浅委員)

初歩的な質問で恐縮なのですが、市民の素朴な疑問ということで聞いていただければと思います。活動領域を広げて、任期付公務員とか企業内弁護士を増やしたいと。増やしたいのはなぜなんですか。

(中西事務次長)

公式的な答えをいたしますと、やはり法律家というのは、憲法、民法と商法、様々な法的な訓練を受けていて、社会正義と公正の基準を一応マスターしてきた人間であり、いわば様々な利害関係に目を配りながら、公正な解決を図ることができます。そういう人材を企業にせよ、自治体にせよ、たくさん採用することは、社会全体に法の精神を行き渡らせることになります。様々なクレーム処理なども含め、法律家が社会的に役に立つ場面が増えるのではないかとということで司法改革が始まったのです。

(海渡事務総長)

あと、これは争いがあるのですが、コンプライアンスという問題を考えたときに、その組織から相対的に独立している資格を持った弁護士がいることによって、企業内で不正行為などが行われているときに、それを外に出しやすくなる。そういう側面があるのではないだろうか。そこに大きな市場があるというか、韓国などではコンプライアンスオフィサーという、各上場企業は必ず弁護士を置くようにというような法律制度ができていますが、日本はそのような制度はないけれども、社外取締役や外部の人を入れるようにという話にはなってきました。ただ、企業内弁護士をやっておられる方の中にも二種類の意見があって、そういうものが必要という意見と、それだけじゃなくて、営業とか企画とか、そういう仕事も弁護士、法的なバックグラウンドを持った人がやったほうが良いという意見。決してコンプライアンスだけが企業内弁護士の活躍の場ではないという意見もあります。どちらが正しいかというのは、もう少し数が増えていって、どんな仕事になっていくのかを見て考える必要があると思います。

市毛事務次長は、元々企業内弁護士でしたね。

(市毛事務次長)

私は実は平成元年登録で、平成の年だけ弁護士をしているのですが、その頃は研修所を出てすぐに企業の中に入るといのはすごくまれなことで、何でそんな道を選んだのと、周囲からはちょっと変わっているわねという目で見られました。当時は、日本の中



で法律事務所でない、企業内に住所がある弁護士が 18 人しかいなかった。たまたま入った会社が外資系の企業で、そこに 5 年常勤していたのですが、なぜ企業内に弁護士が必要なのかということの最初の第一歩のところ、経営陣ともしかしたらぶつかるかもしれない、弁護士としての魂をここでは売っちゃいけないと思ったら、会社を辞めなければいけないことになるから、失業しても大丈夫なように、まず半年分生活できる貯金を貯めておきなさいというのが、最初に上司から教わったことなんです。

やはり弁護士の独立性、独立した職務というところに着目して、企業経営の健全化のために活用していただくことに企業内弁護士の存在意義があると、私はずっとそう信じてきたんですけども、最近は少し違う考え方もあるようです。

(海渡事務総長)

今、市毛事務次長がおっしゃったのは、かなり伝統的な考え方だし、今でも独立性が重要だと言う人は、企業内弁護士の中でもかなり多数、半々ぐらいかな、という感じですよ。

(湯浅委員)

ありがとうございます。それなら納得です。初歩的なことだったので触れられなかったと思うのですが、ただ弁護士が増えてしまったから就職対策しなきゃ、で、増やさなければというような話に聞こえたんですね。

(木津川副会長)

反対に、司法制度改革審議会の意見書は、いろんなところに弁護士が出ていくので、そのために人が足りないから増やせと、そういうことなのです。ところが、いろんなところに出ていくという部分の手当をずっとしないまま、人だけ増やしてしまったから、こういう状態が発生しているのです、われわれはそこのところを一生懸命手当てしようと努力しているのです。

(湯浅委員)

わかりました。それで、私もそういうことに意味があることだと思います。それがたぶん企業内法務と言われる方の違う、公共性とか、弁護士法 1 条とか、そういうところのこと、企業、自治体の中に入れることが精神として重要で、それで北川議長の文章の最後に書いてあった、お任せ民主主義の話ともつながってくるという意味で重要なのだと思うのですが、そう考えたときに、一つ質問になるのですが、そうだとすると、企業内弁護士になりながらも、そうした公共性、弁護士としての独立性などを維持、更新していくことが、最終的には企業にとっても社会にとってもプラスになるということであるとすると、先ほど 29 頁で、個人事件受任や会務活動の可否について、認められるかどうかということでご質問されていて、業務に支障のない限りという回答が、それなり

の割合に達しているというアンケート結果でしたが、実際のところどれぐらいやられているという調査はあるんですか。

(木津川副会長)

直接はないです。企業内弁護士の経験交流を目的としたような懇談会の中で話は出てきたりはします。例えば保険会社なんかの場合だと、会社の小さな事件を担当しているところはありますが、その関連で自分のところにそういうものが来たときに受けていいかどうかというような、そんな話がありますけれど。でも、基本的にはあんまり企業だっってやってほしくないという気持ちでいるんじゃないかと思うのですけれどね。

(湯浅委員)

そうですね。

(木津川副会長)

当初の契約がどうなっているかにもよるのでしょうか。

(湯浅委員)

そうすると、企業内法務と変わらなくなっていっちゃうと思うんですよね。なので、企業内法務と違う弁護士がいることの意味というのは、直接その業務と関係ないけれど、弁護士を公共性などを担保するための立場として位置づける上で、こういった個人事件とか会務活動というのは、重要になるのではないかという気がします。そんなごちゃごちゃと注文をつけるんだったら来なくていいよと言われちゃうから、なかなか言いづら、難しいというのもわかるのですが、先ほどの中西事務次長、市毛事務次長がおっしゃった理念とか、本来なぜそういうところが必要だったのかというところからいうと、変な言い方ですが、そこはあまり安売りしすぎてはいけないのではないかという気がします。

(宇都宮会長)

その原則を守りながら進出するためには、やはり企業風土が変わっていかなければいけないと思う。だから、オリンパスや大王製紙などの企業の不祥事、ああいったことをもう二度と起こさないために、今度は社外取締役として弁護士を採用する、そういうことと合わせていかないと、なかなか増えていかない。いくらこちらが努力しても、企業のほうがノーだといったら、それまでなので。

それから企業が採用をせざるを得ないような法的規制をやるかどうか。韓国は商法を改正してコンプライアンスオフィサーというものを置かなければならなくなりましたが、法的規制がないままでは、なかなか弁護士の採用が進まない。だけど、原則を崩しちゃうと、何のために行っているのかわからない。就職口の一つになってしまう。そういう問題がありますから、この問題というのは、日本の企業風土の問題、ああいう不祥事が

起きたときに、これからは襟を正して本当にちゃんとしていかなければいけないのだと。そのために独立性を持った弁護士を配置する。そういう企業が評価されるような企業風土とか、社会の考え方が変わっていかないと、そう簡単には増えないと思います。

おまけに、日本には法学部がありますから。韓国は、ロースクールをつくったところは、全部法学部をつぶしているんですよ。そうすると、企業の中堅幹部とか、公務員などもそういうところから採用せざるを得ないですからね。日本ではそのところの制度設計がかなり問題のある形でスタートして、しかも企業への就職などは、弁護士の自助努力でやりなさいと言っていますが、弁護士がいくら努力しても、企業とか官庁が、知らないよと言ったらそれまでですからね。この問題が解決されないままにきている。

(海渡事務総長)

例えば、東大、京大、早稲田、慶応とかに法学部がなくなり、ロースクールしかないという状況を想像すれば、法学部から企業の幹部とか、公務員を雇っていたところは、ロースクールから採るか、それ以外の大学の法学部、全部なくすことはないでしょうからね、そこから選ぶしかないんだという状況を考えてもらおうと、今はそうっていないわけですよ。今までどおり、法学部が4年終わって、年齢も若くて、まだ可塑性に富んでいて、ロースクールに行ってコンプライアンスのような面倒なことを言わないような人を雇うことだってできるわけでしょう。そこにやっぱり問題があるんですよ。

各国の法曹養成制度を比べたときに、ドイツなんかも4年、大学が終わった後に2年の司法修習がついていて、6年全部終わった人が企業と公務員と弁護士になっている。そういう制度設計ならば、ここまで問題も起きにくかったんじゃないかなという気はしますけれどね。

(中川委員)

私、企業法務で長くやっていたものですから、お話はよくわかるんですけどね。企業法務はちょっと皆さんの議論とは違いますが、これは非常に歴史があるんです。昭和40年ぐらいまでは企業法務というのはなかったんです。なぜ企業法務という組織ができたかといいますと、これは弁護士さんと非常に深くかかわりがあるんですが、その当時、弁護士さんが企業に対するサービスをできなかったんです。要するに、顧問弁護士さんというのがおられたんです。だけど、大きな問題が起こったとか、大きなトラブルがあったという、そのときだけ出てこられるんですよ。何社も掛け持ちですから、そうきめの細かい法務サービスを企業に対してできなかった。

ところが、ご存じのように、日本経済はものすごい勢いで成長しまして、海外進出はする、公害問題は出てくる、規模は一気に拡大、そうすると、もうあらゆる法律問題が出てくるわけです。労働問題も出てきます。

そんな中で弁護士さんに相談しようと思っても、数は少ないし、その時間をもらえないわけですよ。ということで、やむなく、企業が自分の中で育てだしたわけですね。最初は幼稚なものです。私も入ったときは文書課で、法務課なんてなかったですから。文書課が法務をやっている、それが法務課になり、法務室になり、法務部になりという発展を遂げてきて、それで当初に1人だった人間が2人になり3人になりというように、今は上場企業だけで見ましても、日本で約1万人います。弁護士さんに決してひけをとる数字じゃないんですね。それが現在の姿なんですよ。

そこへ、今度の弁護士の数の増員という問題が重なってしまったわけです。つまり、企業は自分で自分の問題を処理できる、そういう状態の中に弁護士さんが食い込まなければいけない。食い込むというとおかしいですけどね。そういうことになってきて、われわれ企業としては今おっしゃったように、コンプライアンスとか何とか、それは形の上の問題で、そんなのはみんな企業法務独自でやっているわけです。

じゃあどういふ人がほしいのかということになりますよね。基本的にはあまりほしくないんです。充足されているわけです。けれども、極めて優れた人、それから極めて高度の専門性を持っている人、そういう人であれば、従業員と同じ報酬で採用してもいいですよということを言っているわけです。

本来ならおかしいですよ。資格があり、それだけの専門性があるならば、一般従業員よりも高く採用すべきですよ。だけど、それをやっている企業は今ありません。それから就職される弁護士さんも、それでいいと言って500人の皆さん、みんなそうですよね、就職されています。

ということは、結局弁護士としての価値、バッジの価値を評価するのではなくて、人間の能力を、あるいは資質を評価して従業員にしているというのが、現状なのです。

そうしますと、飽和状態の中に食い込もうとすると、それは大変な努力と、努力と言いますか、そういう何かを持っていないといけないということになりまして、そう簡単に入ることはできない。じわじわとは増えますけれども、急激にはいかないというのは、そういう理由なんですね。企業側も、法律的な素養を十分勉強されているから、そちらの知識はあるということはわかっています。だけど、それをすぐに活用する場がないんですよ。企業というのは、訴訟などをそうたくさんするわけでもないですし、日常的に問題を起こすわけでもありませんから。すぐに弁護士さんとしての活用をするという場はそんなにはないのです。だから、やはり契約書をつくらとか、一般の法律相談に応じるとか、そういう予防法務のほうに力を発揮してもらなければいけない。ところが、予防法務というのは、従来の企業法務の人のほうが、ずっと能力、経験がありますから、外から来てもなかなかすぐに太刀打ちできない。それが企業法務の現状だと思います。

(海渡事務総長)

中川委員のおっしゃるとおりだと思いますのですが、だからこそ、そこに弁護士が大量に入っていくのがすごく難しい。企業法務部で足りているというか、それをつくるために莫大な時間とお金をかけてやってきたのだと、大きな企業の経営者の方々はおっしゃるわけです。そこに確かに普通の社員と同じ条件で来てくれて、文句を言わないのだったら雇ってもいいけれども、というそういう話になってしまう。その企業内法務部の部長が、みんな弁護士になるような時期が10年、20年後に来れば、また次に採用するときも弁護士を雇うことになるかもしれないけれども、よっぽど時間がかかりますよね。

(中川委員)

そう思います。それで、少し話が長くなって申し訳ありませんが、さっき古賀委員がおっしゃった問題点というのは、まさに原点であると思っております。私は司法制度改革の当初も参画をさせていただいて、横から見ていたのですが、結局あの3,000人増員計画というのは、私は間違いだったと思っています。結局、高度化とか多様化とか国際化とか言っていますけれども、それがすぐ法的ニーズに結びつくとは限らないのですね。ここの検証が不十分であった。

例えばさっきおっしゃった企業が採る、だから3,000人でも大丈夫だと言うけれども、じゃあ企業の意見を十分聞かれましたかということ、そういうことはやっていないし、公務員の職域も同じですよ。だから、職域がまずどれくらいあるかということを考えて、増員計画を出すべきだったと私は思うのですが、何か日本中が熱に浮かされたように、とにかく法曹人口を増やせという流れで行きましたから、そこに非常に大きな間違いがあったと思うんですね。

だから、3,000人を維持するというのは、私は基本的にはもう無理だと思っています。しかし、じゃあ1,500人に減らすべきかということ、それはちょっと待てよという感じもするんですね。それは何故かといいますと、どんなこともみんなそうなのですが、やっぱり生みの苦しみというのはあると思うんですね。やってみると問題が出てくるのは当たり前前の話です。その問題を何とか解決しながらやっていくということの中から、何か生まれてくる。

それはこの弁護士業務で言うと何かというと、よくはわからないけれども、やっぱり新しい質の弁護士じゃないかと思うんですよ。もう少し言い方を変えると、質の違う弁護士というものが生まれてくるのではないかという感じがするんですね。伝統的な法定手続弁護士のほかにやっぱりもっと全然違うスタイルの弁護士というものが生まれてくる。そういう兆しのようなものも出てくるんじゃないかと。大勢いて切磋琢磨し、お

互いに競争していく中から何か生まれてくるはずだと。それはなぜかという、やっぱり日本のローヤーというのは非常に狭いですよね。国際的に見まして、非常に狭い。領域を限って、これがローヤーだという像をつくっていますけれど、そんなものじゃないと思うんですよね。

大きな一つの領域が、さっき澤井副会長のおっしゃった国際化だと思います。絶対そこだと思います。それは、もっと象徴的に言えば、日本の弁護士の3分の1は国際ローヤーでもいいと私は思います。今の日本の国際化というのは、現状見ますとそれぐらいの感じです。

だって、大きな会社の3分の1ぐらいは、海外収益ですよね。それから財産なんていうのは、半分以上海外移している会社がたくさんあるわけです。資産の半分ですよ。そんなのは、日本の会社なのか、海外の会社なのかというところとわからないですよね。たまたま本社がこっちにある。人材もご存じのように今はもうグローバル人事でしょう。だから人事を世界で一本化してやっているとか、言葉も英語に変えていくとか、そういうことがどんどんできているわけですよ。

そうしますと、日本の国内で起こっている問題というのは、全体の半分とか3分の1とかそんなものです。海外で法的な問題がいっぱいあるけれど、それはブラインドになっているわけですね。そこがおかしいんです。やはりそのところは日本の弁護士さんがハンドルのすべき領域だと思います。ハンドルの仕方が問題なんです。資格の問題があるわけです。だから、例えば中国なら中国へ出掛けていったって、そこでの法律問題というのは直接扱えないでしょう。もちろん言葉の問題もありますし、扱えないですよね。だけでも、例えば、アメリカの弁護士なんかみんなそれやっているわけです。それはどうやっているかという、弁護士としてやっているんじゃないですよね。コンサルタントとしてやる。アドバイザーとしてやる。つまり、ローヤーとしてやっている。

つまり、バッジをはずせばいいんです。はずしても、ローヤーとしての法的な資質、知識、そういうものがある。だから中国の弁護士から話を聞いて、日本のクライアントにつなぐとか、そういうことはいくらでもできるわけですよね。

それは法制的な限度がありますから、いろいろあるでしょうけれど、けれど、どんどんやっているわけです。どの国もそうです。ヨーロッパの国にしても、アメリカにしても。日本だけが何か小さな事務所をかまえてお客さん来るのを待っているというような、そういう状況ですね。これは絶対におかしいですよ。

だから、これは私の提案ですけれども、ちょっと制度的に研究してほしいと思うんですよ。今の発展途上国、アジア各国。それぞれの国で、弁護士活動、外国人の弁護士活動というのはどこまで許されるのかと。どういうやり方をすれば、そこで日本のクライ

アントに対する法的サービスが可能なのかということをもっと制度的にきちんとして、その国の文化、法律があったって、こっち抜け道があるよとか、いっぱいあるわけですね。少し言葉は悪いけれども、そういうところまでも含めて、現実的な法的サービスのあり方、これは時代によっても変わっていきますから、検証していかなければならない。また、言葉の壁をどうやったら乗り越えられるか。中国などにも、日本語を喋られる方はいっぱいいるわけですから。だから、別に中国語できなくたっていいんです。だから、そういうことをして、国際業務の拡大という、僕は弁護士の像じゃなくて、クライアントが困っているわけですから、それを助けるというセンスで、どこにどういうお客さんがいて、どういう法律問題があって、それをどういうふうにすれば、日本の弁護士さんが助けることができるかという観点から、もっと少しお金をかけてやっていただきたいという、これが一つの提案なのです。

(澤井副会長)

まさに、中川委員がおっしゃったことを今やろうとしているところなのです。

(中川委員)

これは相当な仕掛をしないと、そう簡単にはできませんよ。発想を全く変えてしまわないと。

(澤井副会長)

まず、さっき申し上げた中小企業の海外展開への業務支援、これをしっかりやっていく、それをやはり将来中小企業のみならず、日本の企業全体の支援のためにつなげていこうと。法制度を調べているのかというお尋ねですが、今、いろいろなところとも提携をしながら、きちんと調査しております。今おっしゃったようなコンサルタントというのは、弁護士法上少し問題があるのですが、企業の海外進出支援ができるような弁護士をたくさん輩出しようと考えています。

日本の弁護士と外国の弁護士がパートナーシップを組んでいいのだろうかとか、いろんな弁護士法上の制約があって、そういう中でもこれからもっと進出していけるように考えていこうということで、具体的にワーキンググループつくって検討しているところでございます。ちょっと遅れていますけれど、何とかやりきろうとしています。

(中川委員)

相当、遅れているように思います。

(中西事務次長)

今日お配りした追加資料の今後の課題のところの最後に、中小企業の東南アジアにおける海外展開で人材が不足していると書いているのですが、先日の法曹養成フォーラムではシンガポールの法律事務所に勤めている弁護士さんにヒアリングをしました。彼は

まさに今おっしゃったように、弁護士資格は向こうではないので、コンサルタント的な業務で日本の企業とつないだりするのが主な仕事だったとのこと。今後こうした人材を増やしていくためにはどうしたらいいか。もちろん日弁連がワーキングをつくって増やしていくというのは重要なことですが、それだけではやはり大規模に増えていけないので、例えば外務省の在外公館などのいろいろな組織に採用してもらって、養成していく、あるいは法科大学院で語学を含めた海外で活躍できる人材育成のプログラムをつくるなど、全体的な視野をもった取組が必要なのではないかということでした。

(中川委員)

もちろん。言葉ができるに越したことはないですから。

(松永委員)

オリンパスと大王製紙の事件以来、私のところに社外役員になる人を紹介してほしいという依頼が増えてきているんですね。株主総会の中でも社内と社外の比率がどれぐらいということ言うようになってきています。先ほど企業内弁護士が大量に増えていかないと発表されましたけれども、私は、大量に増えるということを目指すのではなくて、質的にどう変えられるかという戦略をぜひとっていただきたいと思います。

というのは、先ほどの明石市の事例、これば自治体の中ですごくいい事例になったと思うんです。企業の中でもこういう事例があるという好事例をつくってそれを変えていかなければと思います。私は長く企業に関わっていますが、コンプライアンスに関することとんでもない判断をしたり、おかしいと思って進言した人を平気ではずしたりするのは、企業の中の論理がもう延々と続いてあるものですから、どうしてもそれに抗えないということがあるんですね。

国際的に見ても、どう見てもおかしいというのに対して、内向き志向というのがとかく言われていますので、ぜひグローバルな視点での仕組づくり、戦略をやっていただきたいと思います。

(豊副議長)

話を混ぜ返すようで大変恐縮なのですが、司法制度改革審議会で議論が行われていたときに、中坊さんを中心に2割司法ということがよく言われました。人によって2割司法という言葉はどう解釈するか、いろいろあったと思います。ただ、本来法的サービスを受けていい人が受けられていない、あるいは泣き寝入りしている層が結構あるということでは認識は一致していたと思います。あるいは、紛争の予防などでも、弁護士が早い段階で関わることで、予防にもなる。そうした面でも遅れているのではないかとということで、法曹の質と量を増やそうという議論がありました。お尋ねしたいのは、2割司法の問題について、今どういうふうにお考えになっているのかという点。また、今この



法曹人口政策に関する提言について、各地方の単位会から 1,000 人ぐらいにすべきじゃないかという意見もあるようです。そうすると、法曹を増やすから質も上げなければいけない、多様な人材も集めなければならないというので、法科大学院が立ち上がったと思うんですけども、そもそも法科大学院もやめてしまえということになってしまうのではないのでしょうか。つまり、もともとあった司法試験の一発勝負のよさ、つまり平等性です。お金がない人も、自分の家で勉強しながら司法試験を目指すこともできるというよさもいろいろあったわけです。ただ、それが人を増やすから、人を増やさなければいけないからということで、ロースクール導入ということになったはずです。ところが、試験の合格者が 1,500 人になり、かつ、地方会では 1,000 人という声もあるということであれば、そもそもロースクールはいらなかったんじゃないかということすらなりかねないと思うんですけども、そのあたりはどう理解したらよろしいのかということで意見を伺えればと思います。

(宇都宮会長)

ロースクールについては、日弁連としては、定員は今より減らさざるを得ない、また、適正な統廃合は必要だと考えている。あまりにも乱立しすぎたという考え方ですよ。それと適正配置をきちんとやるという提案はしていますが、直ちにロースクールはいらないというような結論は出していない。ただ、今の状況に合わせて、フォーラムで検討していますが、そのあたりの統廃合などは必要になってきているのではないかと見ています。

それから、先ほどの 2 割司法の問題ですが、特に 1990 年代から広がってきた貧困と格差の問題ですよ。そういう人たちが相談する必要性、ニーズがあるかどうか、潜在的ニーズ論が司法制度改革で議論されているのですが、貧困と格差が広がる中で、貧困当事者が司法にアクセスするためには、法律的扶助の拡大が必要不可欠です。

例えば、派遣村で問題になった派遣切りで野宿となった人が、生活保護の申請をしたが、それ以前は行政の水際作戦で追い払われ、中には餓死する人がいたわけですね。それについて弁護士が同行して申請をすることによって水際作戦を突破してきたのですが、今の法律扶助はそういう行政に対するそういう手続申請は、扶助の対象になっていない。あるいは、非正規労働者が会社の労働基準法違反問題を労働基準法違反で、労働基準監督署に苦情申立をすることなどは行政手続ですから、対象外なのです。そういうニーズはあるけれど、そういう人たちの事件を無料で受けるような状況はなかなか長続きしない。もちろんわれわれのまわりにはそういう人もいますけれど、ニーズを掘り起こすためには、ただ弁護士を増やせばそういうことを無料でやる人が増えるのではなくて、貧困とか格差が広がる中で、権利を侵害された人が権利交渉できるためには、そういう法

律扶助を拡充してくということと同時にやらないとだめだった。それが同時にやられていなかったの、なかなか需要が増えていないということなんですね。

だから、今回の話も一方的に人数を増やしたら、そういう潜在的ニーズが掘り起こされるのではなくて、その潜在的なニーズを具体化するための制度的な手当、司法基盤の整備、それから法的需要の程度を見ながら、徐々に検証しながら増やしていくべきだというような問題提起をしている。

およそ何年後には何万人にしようということ自体が、この前もちょっとお話ししましたけれど、私も参加した岡山での法曹人口に対するシンポジウムの際に地方銀行の頭取をやられた方がパネラーでいらっしゃっていたのですが、およそそういうことを検証しないままに、一方的に何年に何千人、何年に何万人という、計画を立てるようなことをすれば、企業とであれば直ちに倒産しますとおっしゃったのです。

つまり、法的な需要とか、司法基盤の整備状況を検証しつつ、司法試験合格者数を増やしていかないと、今のような矛盾が出てくる。貧困が拡大していますし、非正規労働者だって全労働者の4割近くになっているわけですよ。年収200万未満の労働者が1,000万人、そういう低賃金労働者の中で多くの法的問題が起こっていると思いますよ。しかしながら、そういう人たちが利用できるような制度基盤整備ができていないという問題があるのではないかと。労働審判だって本庁でしかやれていない。そうすると、支部でといっても例えば北海道の旭川地家裁管内には、留萌、稚内、紋別、名寄という支部があるのですが、稚内から旭川まで行くのに特急で3時間以上かかるわけです。ところが稚内の労働者が稚内支部で労働審判を受けようと思っても、裁判官がいない。弁護士は配置しましたけれど。そういう制度的な手当とか、非正規労働者が利用しやすいような法律扶助を同時に整備していないと、ただ弁護士が行ったら、そういうニーズが掘り起こされて、2割司法が8割、10割司法になっていくわけではない面があると思います。

(海渡事務総長)

あと、例えば消費者被害でも、1件10万円、20万円ほどの被害って確かにたくさんあって、そこについてちゃんとした法的手続がとられていないじゃないかとよく言われるんですね。だけど、それは今の日本の法律制度でいって、1件受けて、扶助でやったとしたって、最終的には償還してもらわなければいけないので、結局今の制度の下では、それで勝ってちゃんと回収できて、弁護士料を払ったら、結局お金は残らなかったという形にしかならないんですよ。けども、そこでそれをまとめてクラスアクションのような制度をつくってやれば、ちゃんと見合う制度になって、弁護士のところにもちゃんと費用は入ってくるし、当事者の人たちは非常に安い費用でやれるわけです。そういう

制度がないところで、小口のそういうものがきちんと救済されていないじゃないかと言われても対応が難しい。例えば、法的扶助を全額償還しないでもいいとしたら、それでも何とかかなと思うんですよ。そこでの費用をちゃんと立て替えてあげて、それは償還なくて結構ですと。ドイツなんかは、1件20万ぐらいの請求についても、50万、60万ぐらいの弁護士費用を出して回収するぐらいの、そういう法律扶助の付け方をしている。そこまでやれば、そういうものもちゃんと弁護士の法的救済活動につながるのだけれども、日本は法律扶助、ちゃんと全部償還しなさいと言っているわけだから、事件の規模がすごく小さければ、それだけの利益を回収したとしても、償還したらほとんど何も残らないわけです。それはやっぱり制度の建付けの問題で、「ニーズはあるかもしれない。2割しか救済されていない。」というのは、そうかもしれないけれども、経済原則からいって救済が難しい。制度的に救済不可能な状態にされているような法的ニーズが山のようにあるということなのです。そこを救済可能なものにするためには、やっぱり何らかの形で制度を変えていかなければいけない。そういう提案は日弁連も必死になってやってきたし、少しずつは実現してきてはいるんだけど、やっぱり財務の壁というか、一番大きいのはそこだろうと思います。

(宇都宮会長)

今日お配りした資料の中には入っていると思います。裁判事案関係以外は扶助の対象にならないので、子どもとか高齢者とか、ホームレス支援とか、犯罪被害者の支援とか、そういう7事業については、弁護士会が特別会費を集めて、法的支援事業を法テラスに委託しているんですね。あと、刑事司法・少年司法の関係では、少年保護事件国選の付添人が付くのは、全体の少年保護事件のうちのほんの僅かとなっていますので、被疑者レベルでは国選弁護人が付いても、家裁送致になった途端に付添人が付かない状態になってしまうわけです。それを補完するために、弁護士会が少年に対する支援をやっていきます。現在約20億円の特別会費を集めて、それを法テラスに委託して生活保護の支援とか、あるいは高齢者の支援とか、子どもの支援とか、あるいは国選付添人が付かない少年保護事件の少年を支援している。実は、日弁連の一般会計というのは約50億円なんです。それと比較して、20億円がいかにもわれわれの予算の中で巨額かとわかんと思います。それは会員から特別会費を集めてやっているのですが、ただ相対的にそういう事件をやるのは、若い弁護士さんですので、全会員から特別会費取っていますから、所得の再分配という面もありますが、本来そういうものは国費でやるべきで、それが十分まだ拡充されていないというのが現状です。

(中西事務次長)

2割司法を解消するというのは象徴的な言い方で、司法が統治機構に占める役割をも

っと広げようということです。その結果、社会の中における正義の量、あるいは国民の権利の量を拡大していくという趣旨の話だと思うのですが、全く進んでいないわけではなくて、例えば刑事の分野では裁判員裁判が導入され、被疑者国選制度なども実現しましたから、かなり進んでいると考えられるのではないかと思います。

ただ、今、いろいろ出ましたように、行政訴訟の分野、あるいは民事訴訟の分野などでは、労働審判以外にはまだ成果が十分あがっていない。ただ、法テラスができて、財政支援は以前よりは大きく広がっていて、その意味では一定前進はあと思いますので、そこは前進した面とまだ不十分な点を見分けて議論していく必要があります。

(澤井副会長)

ロースクールのことに関して一言申し上げたいと思うのですが、日弁連はロースクールを法曹養成制度の中核とするということですとずっとやってきているんです。今回、非常に厳しい状況、国会議員の方の中にも、あの制度をやめろとおっしゃる方がいるという中で、日弁連としても崖っぷちに立っていると。何とか改善しなければならない、今しかないということで、改善策をまとめまして、今、各地方単位会、関連委員会に意見照会中です。1,000人にしろという声もありますが、ロースクールを生かすということありますと、ロースクールの入学者を3,000人よりちょっと以下にすればいいんじゃないかと。そうすると、その中で7割ぐらいの方がロースクールを卒業できるんですね。さらに、7割ぐらいということ考えると1,500人ぐらいということで、今、そういう改善策を各単位会等に意見照会中ということをつけ加えさせていただきます。

(北川議長)

よろしゅうございますか。

(中川委員)

非常に言いにくいのですが、制度的な問題も確かにそうだし、職域、日本の文化の問題もありますよね。法律問題にしたくない国民性、制度の不備諸々もあり、そういうものが壁になって、なかなか弁護士さんの進出が進まない。それはよくわかるのですが、何となく聞いていますと、言いにくいのですが、やっぱり自分たちの生活を守りたいという気持ちがすごく強いように感じる。つまり、弁護士たるものの標準というか、基準というのはこの程度であって、それを著しく落とすような形のあり方は、好まないんだという、そういう下心みたいなものもないとは言えないのではと思うんですね。だから、その程度の人数でやっていきたい。つまり競争を避けるというか、そういうふうに見られても仕方がないのではないかという感じもしないでもない。

それで、私が言いたいのは、それがいいとか悪いとかいうことではなくて、やっぱりある程度苦勞するというか、さっきも少し言いましたけれど、多少人数が多いというこ

とは、それなりの競争もあるでしょうし、それを生き抜くために何か工夫していかざるを得ないわけですね。それが大切だと思うのです。その工夫の中から、何か新しいものが絶対生まれてくるはずだと思うのです。これは他の業種というか、社会セクターはみんなそうですね。弁護士業種だけが例外だということはありません。やっぱりこういう時代ですから、それなりの工夫と競争と苦勞と、そして何か新しいものを生むという強い意思みたいなものを出していただくと、弁護士に対する信頼とか、そういうものもずっと大きくなるんじゃないかと思うんですけど、それが何となく見えないですね。何か非常に保守的なように、一般の人たちはとらえているのではないかと思います。

だから、われわれが世の中を変えていきますという、何かそういうメッセージ、どういう方向でどういうふうに、というのはわからないけれども、しかし、これだけ若い人たちが参入してきているわけですから、その人たちの考え方というのは、おそらくここにいらっしゃる皆さんのように何があるかと食べるには困らない人たちとは違いますよ、若い人たちは。こういう人たちは、必ず新しい発想なり、新しい方向性というのを持っているはずですよ。だから、若い人たちは何を考えて、どっちへ向かおうとしているのかということ十分に汲み取って、その人たちの邪魔をしないようにすべきだと思うんですね。その人たちが何か生みだそうとするなら、それを助けてやる。だから、今までの弁護士概念とは全く違うほうに進むかもしれません、彼らは。

いわゆるソーシャルワーカーか何か知りませんが、何があるか知りませんが、そういうものを育てるといえるのか、導くといえるのか、そういう力強いものを出していただきたいという感じがするのですよね。それがこの法曹人口と非常に密接に関係するわけで、食べる程度のものに抑えてしまおうというのでは、全くこれは世の中の支持は結局得られないので、そうじゃないと思いますね。もっと力強く、私どもも苦勞してやりますという面をぜひ出していただきたいというふうに思います。

(宇都宮会長)

それは、今、登録した人はそうだと思うんですね。それで、私も実は弁護士になってから2回クビになったことがありますのでね。そういう中でサラ金事件をやり始めたので、そういう人は出てくると思います。それはバックアップしようと思っています。

ただ、その中で登録ができない人が年々増えてきているというのは、これは国が財政を投入して育成しているのに、大変無駄になっているという面もあるわけですよ。

それで、公認会計士は一時4,000人まで増やしたんですね。ところが、実際は、その後の法曹人口の資料の9ページにありますけれども、ほとんど就職できず、仕事がないわけですよ。今、1,500人ぐらいになっているようですが、実はこういう士業の拡大と

いうのは 1990 年代の終わりから 2000 年代のはじめにかけて、弁護士だけでなく、他の士業も全部増やす計画を立てたのですけれど、ことごとく失敗している。ところが、他のところは監督官庁がありますから、監督官庁とそこの士業で調整して、例えば公認会計士の場合は金融庁が監督していますので、それで合格者を調整できているんですね。今の法曹人口は、法曹三者では決められませんし、弁護士だけでも決められません。法曹人口の増員計画は閣議決定で決められていますので、柔軟な調整機能が全くないんですね。

つまり、公認会計士を 4,000 人を育てても、半分以上が仕事に就けない状態というのは、全く国家財政から無駄ですから、今 1,500 人ぐらいにしているのですけれども、登録した人が苦勞して、中には、私も即決して携帯だけで弁護士業務をやっているような人を知っているんですが、その中でむしろ苦勞して新たな境地を切り開いていっている人はいるとは思いますが、そういう若手の弁護士を励ましたいと思うのですけれども、せっかく試験に受かって、司法研修所を卒業して、登録できない人が大量に生み出されてきて、このままだと、年々増えていっていますから、来年だと一括登録の段階で 800 人ぐらいになるかもしれない。そうすると、2 人に 1 人がほとんど仕事に就けない状態が出てくる状況というのは、登録した人はあがきながら頑張ると思いますが、問題がある。また、このような状況では、多様で有為な人材が法曹界に集まってこなくなります。

(海渡事務総長)

まさしく中川委員がおっしゃっておられることは、努力してやっていくべきだと思いますし、日弁連が今言っている 1,500 人にしたって、年間 1,000 人ずつは増えていくんですね。1,000 人年間 3% 以上増えていくのです。今は、毎年 1,500 人以上増えていますから、5% ずつ増えていくんです。10 年間で 1.5 倍になってしまう。それぐらいのすごいスピードで増やしている。経済的に非常に不況になっているような状況の中で、それだけのスピードで増やすそのものによって、業界そのものをつぶしてしまって、そこに魅力ある未来を感じて若い人が来なくなる。そういう意味ではそれぐらいの危機感を持ってやっていて、当然その 1,500 人でやるとしても、1,000 人ずつ新しい仕事をつくらなければいけない。それ自身も必死でやらない限りはできないことだろうと思っている。それはしかし、それぐらいの規模で増やしていくということについては、責任を持ってやりましょうと言っているのです。しかし、いくら何でもそれ以上の激増をやったときに、法曹再生産みたいなものまで動きがなくなるんじゃないかなというふうに感じていて、弁護士の多くがそう考えている。今回、弁護士会の中で司法改革のとらえ方というのは、意見が分かれていても、1,500 人でやろうというのは、これは誰も異論がなかったわけです。この 2 年間で変わっているわけなんです。後ろ向きだと言った新聞社

もありましたけれども、そうではなくて、法曹人口そのものは着実に増やしていこうと考えています。1,500人でも年間1,000人ずつ増やすんです。それだけの新しい仕事をつくるんです。それ以上は現にできていないし、できないことをやれといったら、本当につぶれてしまうという、もちろん必死の思いで言っていることなんです。

(中川委員)

しかし、まだ海外の問題もありますし、それからやっぱり合格者がすべてきれいな形で弁護士さんの活動をするというのは、ちょっと甘いんじゃないですかね。

(木津川副会長)

中川委員のおっしゃることはよくわかるんですが、とにかく法学部の受験者が減ってしまっている。要するに、もう魅力が感じられない状況が出来上がってしまっているんですよ。このままにしておいたら、本当にこの法曹界に来る優秀な人材がいなくなってしまう。そこに一番の危機感を持っているんですよ。

(中川委員)

それが生みの苦しみですよ。必ずそういうふうになってきますよ。だから、そこから何を生み出していくかというのを考えないといけないというのが私の意見です。

(北川議長)

よろしいですか。私からも少しだけ申し上げたいと思います。海外の問題も出ましたけれども、企業のほうはコンプライアンスで相当体制が整えられていますが、例えば東京電力とかオリンパスの問題でも、国家目標になると、原子力発電は全部善だということで、法曹界から学会から全部がそっちへって、チェック機能がないということは、これ地方公共団体は全くその状態なのです。

そうすると、きちんとした、いわゆる中西事務次長がおっしゃられたような、法と秩序に基づく、法の支配はどこまで行き届くかということについて、きちんと社内にコンプライアンスができる職員が配置されていないといけないというミッションで、成長産業の中で公務員のあり方を、中川委員のおっしゃるようにそういうところにどんどんいって、これは無理ですよとか、これは努力しているというのは、ちょっとやめていただいて、公務員に本当に価値を創造するための国家の法の支配がきちんと行き届く状態が一体どういうことかということをお私は大変心配しているんです。世の中のローカルの流れは、そんなことだよという何の法律知識もない人が、前例に従って泣き寝入りしているから問題が表出していないだけで、これを積極的に国の関与から分権自治になりますと、ますます地方の首長執行部は判断できなくなって、事の内容を全部先送りしていくわけですから、悪人がのさばる社会は、ローカルのほうのはるかに厳しい状態が現実にあると思うんですね。

だからこそ、皆さんの世界で担保していただくことをお願いしたい。明石市で5人を採用するという、こういう現実があるわけですから。これが妙な話ですけれども、企業は弁護士さんを雇えるというけれども、先ほどお話しした三重の弁護士さんが行政でやられたのは、これも、お金儲けとか、そういうこと以上にはるかに行政が正しく機能しているかどうかだった。そして、不公平がないかどうかということは、やっぱり今の形でそれを越えたところの新しい価値を創造していくとか、そういうこともお願いしたいし、新しい公共というのは、道路を造ることも、鉄道や港湾を造ることも公共事業だろうけれども、法が整備されるということも、大きな新しい公共のシステムのあり方だと思って、期待したいと思います。

(フット委員)

法曹人口に関しては、多分この市民会議ができて以来の課題です。私も何回も発言をしてきましたし、私の意見は変わっていません。潜在的なニーズがまだ相当あるように思い、日本の社会全体の観点から考えればいまだに増員は重要な課題であるに思います。そのニーズに応えるために、扶助制度の拡充やクラスアクション制度の導入等、さらなる対策も重要ですが、ニーズがないとは決して言えないように思いますし、そのニーズに応えるために法曹人口の増員も必要だと思います。もちろん、扶助制度やクラスアクションの導入は、弁護士会がずっと闘ってきた問題でもありますけれども、法曹人口がさらに増えれば、その用な制度改革の実現に向けて、若手がさらに積極的に闘って行くだろうと思います。また、若手がより安い報酬で一般市民の法的問題を取り扱うことが十分予想できて、その意味においても司法へのアクセスの向上につながるはずだと思います。先ほど、韓国は法科大学院をつくったときに法学部をつぶしてしまったという話がありましたが、私の理解では、韓国は90年代から大幅に法曹人口を増員してきましたし、新制度においても、それぞれの国の人口ベースで見たとき、日本よりもはるかに速いペースで増員を続けています。また、私の聞いているところによれば、韓国において増員に歯止めをかけるべきであると主張する動きの背景には、90年代以降に増えてきた法曹には改革派が多く、政府などに対して積極的に改革を求めてきたことに対する抵抗があった、ということです。そのことを考えると、日本においても、法曹人口の増員が扶助制度、クラスアクション、その他司法へのアクセス向上のための改革の機動力を上げることもあるかもしれません。先ほど中川委員がおっしゃったように、生みの苦しみもあって、新しく入ってくる人はどのように法曹のイメージを変えていくかまだみえませんけれども、増えていけば、必ずそういう新しいイメージの法曹も生まれてくるだろうと、私はその点では全く同意見です。



## 議題② 東日本大震災・原子力発電所事故等に対する復興支援について

(北川議長)

そろそろ終了予定時刻が迫っております。あといくつか議題あるのですが、いかがでしょうか。

(フット委員)

私は、もう一つの議題、ずっとこういう法曹人口の議題を取り上げてきましたので、むしろ2番目の議題、大震災関連のことをここで説明していただきたいと思っていました。最近非常に気になっている点で、ニーズとも関連しますけれども、この新しくできた東電の原発関連の紛争解決のためのADR制度について、最近調べてみたら、代理人付は2割程度で、8割ぐらいは代理人が付いていない、とのことでした。しかも代理人が付いていないケースですと、資料が極めて不十分であったりしますので、まさに代理人の知識、能力なども必要となっている、という指摘はセンター側から出されています。あれだけ8割も代理人が付いていないのはなぜなのでしょう。もちろん、様々な理由があるとは思いますが。

また、この前聞いた話で気になっているのは、県外の弁護士は、例えば福島県内で活動したいとしても、県の弁護士会のほうから許可がないとできないと聞きました。果たして本当にそうなのでしょう。つい最近のカンファレンスでアメリカのハリケーン・カトリーナの被害を受けたミシシッピ州の弁護士が講演をしました。彼の話によると、ミシシッピ州では被害者が大勢いて、ミシシッピ州内の弁護士会の人数は、全然足りないという状況が発生しました。そこで、ミシシッピ州で弁護士活動の管轄というのか、権限を持っているのは州の最高裁判所ですが、非常に早い段階からミシシッピ州の最高裁は新しいルールを打ち出して、州外の弁護士はプロボノベースでハリケーンの被害者の代理をするのであれば、それは大歓迎である、とのことでした。最初は、ハリケーン・カトリーナ関連だけの案件のための活動許可でしたけれども、さらにルールを広げて、ハリケーン関連の案件のみならず、プロボノベースならどんな案件でも州外の弁護士が引き受けて良い、というように最高裁がルールを広げて、プロボノ活動を歓迎する、ということになっているそうです。そしてルールが緩和されてから大勢の州外の弁護士が活動するようになった、とのことでした。ですからそれが一つのモデルとなるのではないかと思います。もしも原発ADRの案件の多くに代理人が付いていないのは本当に福島県内の弁護士が足りないということであれば、何らかの形で県外の弁護士も代理できるような制度にすべきなのではないかと思います。私の誤解なのかもしれません。誤解であって欲しいのです。どういう状況なのかわかりませんが、私はそれを聞いてショックでした。

(北川議長)

時間制約もありますので、ごく簡単に今の点だけご説明いただけますか。

(海渡事務総長)

各県ごとに活動できないという制約はないです。現実には、ADRに申し立てしている案件のうちの確かに弁護士が付いているのは、件数でいうと2割などというのですが、最近弁護士はまとめて100人分をまとめて一件の申立をしていますから対象になっている人の数でいうと、弁護士の代理人が付いている数はかなり多くなってきていると思います。

これから、どんどん弁護士が付く事件が増えてくると思います。現実には、福島県内で東京や近県の弁護士がたくさん行って、まさしくプロボノベースで非常に安い弁護士費用で受けようとしている。なかなか頼む人が少ないということの一つの大きな原因は、なぜ自分たちが災害に遭っているのに弁護士費用を自分たちが払わなければいけないのかということについて、なかなか納得ができなくて、弁護士の相談を何度も無料法律相談に来て聞いて、申立書を書かれて自分で出す形があるからです。だから、申立をするにあたって、弁護士が支援をしているケースが非常に多いのですが、それを代理するということについて、なかなかためらいがある。しかしそれは自治体ごと、例えば南相馬市とか、双葉町とか、そういうところは町ごと、市ごと弁護士に依頼しますというふうにおっしゃってきているので、そこは自治体単位でまとめて弁護士が受けて、1件100人単位とか、すごく大きな事件にして申立をしているということで、今1,300件ぐらいまで増えてきていますけれども、最近起こしているケースは、むしろ弁護士が付いているケースが多くなってきていると思います。

(北川議長)

当初の予定では、こちらの議題は藤田副会長、海渡事務総長から、先にご説明をいただいた上で議論は始めることになっていたのですが、申し訳ないですけれど、進行の不便でお許しいただきたいと思います。

### 議題③ 議長・副議長選任の件について

(北川議長)

第3の議題として、「議長・副議長の選任の件について」、お諮りいたします。市民会議規則5条で、「議長1名、副議長若干名を委員の互選により選出する」ということになっておりますが、「任期は1年で、再任を妨げない」ということをございます。ここで、来年度の4月1日から1年間の議長、副議長を選任したいと思います。自薦・他薦等ございますでしょうか。

(中川委員)

私から推薦させていただきますが、議長につきましては、引き続き北川議長をお願いをし、副議長につきましては、引き続き豊副議長をお願いいたしたいと存じます。

(北川議長)

よろしいですか。

( 承 認 )

(北川議長)

ありがとうございます。豊副議長もよろしくお願いを申し上げます。不肖でございますが、進行役は務めさせていただきたいと思っております。

#### 議題④ その他

(北川議長)

次に、次回第 34 回市民会議の日程でございますが、平成 24 年の 6 月 25 日 (月) が現段階で 9 名の方が参加可能ということでございますので、この日に行わせていただきたいと思います。時間は午前 10 時から午後 0 時に開催させていただきたいと思っております。ご予約をお願いいたします。

それで、時間の関係上、議題②「東日本大震災・原子力発電所事故等に対する復興支援について」、あまり扱うことができませんでしたが、いかがいたしましょう。

(中西事務次長)

次回に。

(北川議長)

次回でよろしいでしょうか。それでお許しをいただいて、この会議は閉会させていただきたいと思っておりますので、それでご了承いただきたいと思います。

(海渡事務総長)

実はこの 3 月末で、被災者については法律扶助について資力要件を問わないという法律ができます。日弁連は一生懸命頑張ってきたので、それができれば被災者の方々から費用をいただかないで受けられるようになるので、その点については進むのではないかと考えています。

## 6 閉会

(北川議長)

それでは、本日の第 33 回日弁連市民会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。(了)

[議事録署名]

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_